

【東洋法史】

受験番号		氏 名	
第一に、《史料A》《史料B》《史料C》をすべて、書き下すか、現代日本語に訳してください。 第二に、これらの史料を適切に利用して、唐律における謀殺、故殺、鬪殺および過失殺の意義とそれらの相違について、簡潔に説明してください。 第三に、このような殺人の類型分類に関して、解答者独自の視点から論理的な批判を加えてください。 《史料A》（唐賊盜律9条）諸謀殺人者。徒三年。已傷者。絞。已殺者。斬。 《史料B》（唐鬪訟律5条）諸鬪毆殺人者。絞。以刃及故殺人者。斬。 《史料C》（唐鬪訟律38条）諸過失殺傷人者。各依其狀。以贖論〔謂耳目所不及。思慮所不到。共举重物。力所不制。若乘高履危足跌。及因擊禽獸。以致殺傷之属。皆是〕。 <出題意図> （第一）史料の読解能力をはかる。 （第二）もっとも基本的な犯罪類型である殺人の類型分類とその意義が理解できているかをはかる。 （第三）歴史的事実に対する批判的なとらえ方ができているかをはかる。			